

少年センターだより

—わかやま—

第598号

令和6年 3月 発刊

和歌山市立少年センター

〒640-8156 和歌山市七番丁16番地
TEL (073) 425-2351

「子供の心を育てる一声を」

「これからの自分を創るのは自分」

和歌山市立教育研究所
所長 竹内圭

世界各国の15歳の子供たちを対象に読解リテラシーと数学的リテラシー、科学的リテラシーを調査するOECD国際的な学習到達度調査「PISA」が2022年に4年ぶりに実施され、その結果が先日公表されました。81の国と地域から約69万人が参加し、日本からは約6000人の高校1年生が参加しました。結果は3つの分野すべて前回を上回り世界トップレベルの水準となりました。日本の今回の好成績の要因として、文部科学省はコロナ禍でも他国と比べて休校期間が短く、学校再開後も「学びを止めない」ために各学校での徹底した感染対策や教員の献身的な取り組み、タブレット端末を活用した学習などが進んだことが影響しているのではないかと考えています。各分野の調査問題は、前回よりも改善が見られる結果となりました。しかし、生徒への質問項目の中には、前回の調査では課題とされていた幸福感（ウェルビーイング）についての質問では「学校への所属感」などは向上していたが調査対象校に通信制課程が含まれておらず不登校生徒の状況も気になるところであり、「学校が再び休校になった場合」の自律学習についての質問では自分で学校の勉強をする予定を立てることや学校の勉強をするやる気をだすことに「自信がない」と回答した生徒が非常に多い傾向も見られました。

2021年に中央教育審議会よりこれからの授業づくりのキーワードとして個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が示され、さらに昨年末には子ども家庭庁より子ども基本法に基づき「子ども大綱」が示されました。どれも共通していることは子供が主体であること、また多様性への対応ということが強調されています。学校では、授業改善としてすでに一斉授業からの転換を図る取り組みもICTを活用しながら進んでいますが、今後はさらに授業だけでなく、学校生活全体において子供が主体となった取り組みが重要になってきます。子供自らが必要なことを選択し、決定していく経験の積み重ねが自律した学習者の育成につながるのではないでしょうか。また、自分が楽な方を選択するだけなく、選択した責任も同時に自ら学ぶことになります。これは、言い換えれば子供だけでなく教員の資質向上にも同じことが言えると思います。教員自身も自分に何が必要か、どんな力をつけるのか自ら考えながら研究や研修に取り組んでいくことが必要となってきます。目の前の子供たちにこれから生きていく上でどんな力をつけていかなければいけないのか、どんな大人になってほしいのかということを、教師として常にアップデートしながら考えていくことがこれからの社会において求められるのではないでしょうか。



児童虐待は社会全体で解決すべき問題！

児童虐待とは・・・？

●身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外にしめだす 等

●性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする 等

●ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振ることなどを放置する 等

●心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） 等

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

子どもについて

- *いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- *不自然な傷や打撲のあとがある
- *衣類やからだがいつも汚れている *落ち着きがなく乱暴である
- *表情が乏しい、活気がない *夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- *地域などと交流が少なく孤立している *小さな子どもを家においてそのまま外出している
- *子育てに関して否定的・無関心である／強い不安や悩みを抱えている
- *子どものけがについて不自然な説明をする

車内放置しないで！

子どもを自動車内などに残していく不可以

- *子ども（乳幼児）は体温調節機能が未熟なこともあります、自動車内など内部の気温があがりやすい環境では、短時間でも熱中症の危険性が高まります。「寝っているから」「少しだけ」と子どもを自動車などに乗せたまま、その場を離れると思わぬ事故につながり大変危険です。自分で身を守ることができない子どもを守るのは大人の役割です。十分な気配りを忘れないようにしましょう。

「しつけ」が行き過ぎると虐待に当たることもあります

- *令和2年4月1日より、児童虐待の防止等に関する法律が改正されたことにより、親権者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが明文化されています。

虐待を受けたと思われる子どもがいたら

ご自身が出産や子育てに悩んだら

子育てに悩む親がいたら

いち はやく

1 8 9

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話を

*お住まいの地域の児童相談所につながります